

# 建交労群馬県本部ニュース

全日本建設交運一般労働組合群馬県本部  
〒371-0023 (略称・建交労群馬県本部)  
群馬県前橋市本町3-11-12 TEL:027-223-0007  
FAX:027-223-9966 e-mail:ctg-g@nifty.com

## 建設業許可の決算変更届 個人は4月末までが提出時期

個人の建設業許可取得者は、全員が4月までに「決算変更届」を毎年、県に提出しなければなりません。

名称が「決算変更届」であることから、決算したものの後日に変更事由が生じた場合のみ提出する特殊な書類のようなイメージで捉えられることも多いのですが、実際は決算内容や1期分の工事経歴等を建設業法で定めた基準でまとめて提出する報告書のことです。

事業年度が終了すると税務署への申告があることは皆さんがご存じですが、建設業許可業者の場合は、この税務的な申告が終わった後、その情報を含めて行政庁へも一事業年度の報告書として届出をしなければなりません。

この届出をしていないと、許可の更新が受け付けてもらえない、業種追加の申請も受け付けてもらえないこととなります。

提出の仕方がわからない人は、お気軽に組合へご相談ください。

## 前橋市長選候補者に公開質問状 樋口候補は公契約条例条例改正 現職の山本候補は回答せず！

立候補届け出後、有権者に政策を訴える、ひぐち候補



前回4年前に行われた前橋市長選挙では、建交労群馬県本部独自で当時の候補者4名全員に公契約条例アンケートを実施し、4名のうち樋口候補と山本候補の

2名が「公契約条例制定を行う」と回答しました。そのときの山本候補のアンケートに対する回答は「公契約条例と公共サービス基本法は一体のものであり、その理念は『官製ワーキングプアを作らない』と私は考えています。私は公契約条例と中小企業振興条例を公約しております。その実施を当選後最初の議会へ条例提案を行いたいと考えています」でした。

しかし条例制定前に行われたパブリックコメントで、多くの個人・団体から「賃金の下限設定の導入」が必要との意見が出ていたにもかかわらず、それが見送られてしまいました。

2名が「公契約条例制定を行う」と回答しました。そのときの山本候補のアンケートに対する回答は「公契約条例と公共サービス基本法は一体のものであり、その理念は『官製ワーキングプアを作らない』と私は考えています。私は公契約条例と中小企業振興条例を公約しております。その実施を当選後最初の議会へ条例提案を行いたいと考えています」でした。

農林水産省及び国土交通省が、平成27年10月に実施した公共事業労務費調査に基づき、平成28年2月からの公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価を決定し公表しました。

今回の引き上げ後の単価とH24年度単価を比較すると全国平均で約35%の引き上げとなっています。ダンブの使用促進運動など、ますます「労務単価引上げ分を現場労働者賃金に反映させる」取り組みが重要となります。

4年連続・2月より公共工事の設計労務単価引上

**高速料金大幅割引コーポレートカード発行できます！詳しくは別紙を**

## 確定申告でお悩みなら 組合の税金相談会へ



「確定申告は大変」「税務署は苦手」という人は組合の税金相談会に参加してみてもいかがですか？ 組合では今年も右表のとおり、毎日曜日に組合事務所で相談会を行っていますよ。「組合の税金相談会は安心・簡単・早い」と大好評です。毎年、相談会への参加者は増えています。

日	時	会場
2月14日(日)	午前9:00 ～ 正午まで	〒371-0023 前橋市本町 3-11-12 建交労群馬 県本部事務所
2月21日(日)		
2月28日(日)		
3月6日(日)		

- 【必要書類を持ってお越しください】**
- ① 昨年の確定申告書の控え（必須！作成が早い）
  - ② 組合の自主計算書または売上・経費のわかるもの（集計してあると計算が早い）
  - ③ 国民健康保険料の支払通知書又は領収書

- ④ 国民年金の支払い証明書（無いと控除できない）
- ⑤ 源泉徴収票（パート所得のある配偶者）
- ⑥ 生命保険料、地震保険の控除証明書など
- ⑦ 住宅ローン控除（銀行の残高証明書など）

あなたの周りに確定申告で悩んで知る人はいませんか？ 気軽に組合の税金相談会にさそって参加してください。

